

一番星プレス

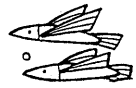
Vol. 21 1990. 8. 1

発行 長沼・楯谷税務会計事務所

発行責任者 長沼 淳子

夏季休暇のお知らせ

勝手ながら8月10日(金)～
8月15日(水)まで
休ませていただきます



税制 (ひとりごと)

楯谷 英毅

流れの激しい世の中ですが、世の中の流れを反映してか、税法、特に租税特別措置法が、めまぐるしく、年々変わっています・・・?

1. 個人が土地建物を譲渡した場合、昨年までは土地については保有期間が5年、建物は10年の場合長期譲渡となり税率も低くなっています。平成2年1月1日以降譲渡した場合、土地建物とも保有期間が5年となり、わずか1年間の措置であり昨年の譲渡者と本年の譲渡者と少なからず税負担が異なります。
2. 居住用賃貸物件を新築した場合、減価償却費の割増償却の制度がありますが、これの適用条件の一つとして、3.3㎡当たり建築価額が55万以下でなければなりませんでしたが、建築価額の上昇しきった平成2年4月以降取得するものについて70万に引き上げられましたが、その間のものは実質適用外の状態におかれることとなります。
3. 相続税の基礎控除が2000万から4000万に、法定相続人ひとり当たりの控除額が400万から800万に引き上げられましたが、平均的一般サラリーマンの相続に当たって、地価の上昇という要因があるにしても相続税が課税されるのはおかしな話です。

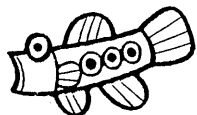
4. 昭和63年3月まで適用された住居用財産の買換制度も、適用条件が大幅に変更され、住居用財産の買換適用されるものは殆どなく、税率は軽減されてはいるものの税負担はまぬがれず、また建築価額の上昇とあいまって、買換の住居用財産は、従前の住居用財産より小さくなる制度もいかなるものですか。
5. 税制審議会等で市街化農地の宅地並み課税が問題となっていますが、農地の相続に当たっては、相続人が農業を営んでいる20年間は実質的に農地に対する相続税は猶予されています。農業経営を廃止した場合、又当該農地の20%以上を売却した場合には、納税猶予分の相続税の全部について猶予はなくなり相続税を納付しなければなりません。農地の宅地並み課税でどれほどの土地がでるのかと・・・?

<ひとりごと>

市街化農地の相続については相続開始より1年以内に、国地方公共団体へ譲渡した場合には税金なし。過去納税猶予を受けた者にも、一定期間内に譲渡した者にも適用する。



改正税法



所得税法の改正の内、日常生活と係わりの深い一部について紹介します。

1. 公的年金等に対する課税

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などの公的年金については、年金収入金額から公的年金控除額を差し引いた額が雑所得となります。公的年金控除額のうち定額控除、最低保障額、源泉徴収不要限度額が次のように引き上げられました。

(1) 定額控除

	改正前	改正後
年齢65歳以上の者	80万円	100万円
年齢65歳未満の者	40万円	50万円

(2) 最低保障額

	改正前	改正後
年齢65歳以上の者	120万円	140万円
年齢65歳未満の者	60万円	70万円

(3) 源泉徴収等を要しない公的年金等の額が、次のように引き上げられました。

	改正前	改正後
年齢65歳以上の者	120万円	175万円
年齢65歳未満の者	60万円	105万円

2. 個人年金保険料について現行の生命保険料控除から除外して別に控除を認めることとしました。改正では控除限度額を5万円に引きあげるとともに、控除の仕組みを生命保険料と同一の方法によることにしました。つまり、通常生命保険とは別建てで、計算することとなりました。

甲風

夏はいかにも涼しきように



夏は暑い所から抜け出して涼しさにひたるのが一番のぜいたくかも知れません。身近なものに涼を求め、職場でも家庭でもその雰囲気づくりへの心配りは大切な事だと思われま。言葉ひとつでも時には爽やかな気分にもなれます。この夏、心をそよがす何かを演出

してみませんか。

さて、新事務所に移転して3ヶ月が過ぎました。移転の際には何かとご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。暑さ厳しき折からどうぞご自愛下さいますように。

グリーンピア三木

一泊二日 研修会



6月30日(土)、7月1日(日)グリーンピア三木において、毎年恒例となりました所内研修会が開催されました。今回のテーマは、「巡回と決算を能率良く進める為に」でした。一課と二課でサンプルとなる会社をピックアップして、どうしたら月々の巡回監査がスムーズに行われ、より付加価値の高いサービスが提供されるのかを検討し、そのあと皆でグループトークキングしました。今までの帳簿組織が正しいのか?過去は正しかったのか、現在は会社の規模の拡大、従業員の増員、取扱商品の変化によってもう一度帳簿組織を考え直す時期に来ているのでは。ムダな帳面を作成していないか?もっと帳簿を簡素化できないか?月々残高管理をする科目を一つでも増やせないか?等を研修で行いました。その成果が今後関与先の皆様の前で巡回担当者が良きアドバイスをしますのよろしくお願ひします。

あなたの企業の

コンピューター導入も考えよう!



昨年、消費税が実施された事により、企業会計におけるOAの導入が加速されました。そろばんが電卓になり、手で集計する試算表から、コンピューター出力による試算表へ、経理事務のOA化は時代の流れとして確実に私達の身近にせまっています。

人材確保の難しい時代、これからは手書き伝票は嫌だけれど、キーボードの入力ならしますという世代が私達の会社に入社してくるのも時間の問題です。

私達の事務所でも、みなさんの企業のコンピューター導入の相談に答えられる様に努力しています。いつでもお気軽にご相談下さい。

編集後記

梅雨も終わり、いよいよ夏本番です。お盆休みには、きっと楽しい計画を立てられていることと思います。

さて、今回の一番星プレスは「税制～ひとりごと」「グリーンピア三木研修」「あなたの企業のコンピューター導入について考えよう」「改正税法」「甲風」と、盛りだくさん掲載させていただきましたが、いかがだったでしょうか。

今回の一番星プレス担当は、森、久保、日景、佐伯野、師橋、佐伯曠でした。